

平成27年3月26日策定
平成28年3月23日改訂

福 井 県 消費者行政推進計画

1. 都道府県推進計画 1 ページ

2. 市町村推進プログラム 4 ページ

《別添 市町村プログラムの一覧》

福井市

敦賀市

小浜市

大野市

勝山市

鯖江市

あわら市

越前市

坂井市

永平寺町

池田町

南越前町

越前町

美浜町

高浜町

おおい町

若狹町

都道府県推進計画

都道府県名	福井県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
(1) 消費生活相談体制 ○管内市町 消費生活相談窓口の未設置自治体はなく、消費生活センター設置自治体も平成 25 年度末時点で 9 自治体あり、平成 20 年度の 7 自治体から増加している。 ○都道府県 昭和 44 年 10 月に設置した消費生活センターを平成 17 年 1 月から祝日、年末年始以外の土曜日、日曜日にも開所することとしており、その相談体制を維持している。 (2) 消費生活相談件数等 ○管内市町 消費生活相談窓口の周知が広まってきたが、啓発活動の効果もあり、相談件数はほぼ横ばいである。 ○都道府県 管内市町に寄せられた消費生活相談のうち、高度な消費生活相談に対する助言を行うとともに、苦情相談の処理方法等の助言を行ってきた。管内市町の消費生活相談窓口の周知は広まってきたが、依然として県のセンターへの相談を希望する相談者は一定数いる。相談件数は啓発活動の効果もあり、ほぼ横ばいの状態であるが、相談内容は多様化・巧妙化が進んでいる。	
「地方消費者行政強化作戦」への対応	
・どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、「地方消費者行政強化作戦」の達成率の向上を目指す。 ＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口未設置自治体はなく、既に目標を達成している。 ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 2－1 消費生活センター設立促進 ・平成 26 年度当初は消費生活センター未設置自治体が人口 5 万人未満の 8 町となっている。平成 29 年度を目途に、人口 5 万人未満の 50%以上の町に消費生活センターを設置するため、消費	

生活窓口の消費生活センター化を検討する。

2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置

- ・平成26年度当初は管内市町の52%に消費生活相談員が配置されており、既に目標を達成している。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- ・平成26年度当初は消費生活相談員の資格保有率が50%となっている。平成29年度を目途に消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げるため、県が行う市町の消費生活相談員を対象とした研修会において資格取得に有益な内容を盛り込むとともに、市町への巡回指導により研修参加や資格取得を奨励する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ

- ・平成26年度当初は管内の消費生活相談員の研修参加率は94%となっている。平成27年度中に消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げるため、国民生活センターが実施する研修の周知、交付金等による旅費等の財政支援、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境の整備等を進めるとともに、県内の消費生活センター等に寄せられた相談を基にした毎月の事例研修会の開催を今後も継続し、消費生活相談員の研修参加を奨励する。

<政策目標3>適格消費者団体の空白地域解消

- ・平成26年度当初は県内に適格消費者団体が存在しない。適格消費者団体の候補となりうるような消費者団体の育成に向けて、他県の消費者団体との交流の機会を設けるなど、新たな視点での消費者団体活動につながるような研修の機会を設ける。

<政策目標4>消費者教育の推進

- ・平成27年度に消費者教育推進地域協議会を設置し、消費者教育推進計画を策定する。

<政策目標5>「見守りネットワーク」の構築

- ・平成28年度に市町の消費生活担当課、福祉関係担当課、高齢者と接点のある事業者等が高齢者の消費者被害防止対策を一体的に進めるための協議会を設置し、被害防止対策を強化していく。

消費者行政推進の方針

<平成27年度から平成29年度までの方針>

- ・「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、管内市町に対して働きかけを行う。
- ・管内市町の消費生活相談体制の水準向上に向けた取組の支援を継続的に実施する。

<平成30年度以降の方針>

- ・平成29年度までに整備した管内市町の消費生活相談体制を維持する。
- ・管内市町の消費生活相談体制の水準向上のため、管内市町の消費生活相談員を対象とした研修

会を継続して実施する。

- ・出前講座等の啓発事業については、管内市町と連携してより効果的な取組を模索しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標

- ・市町の消費生活相談員を対象とした研修会において資格取得に有益な内容を盛り込むとともに、市町への巡回指導により研修参加や資格取得を奨励する。
- ・県内の消費生活センター等に寄せられた相談を基にした毎月の事例研修会の開催を今後も継続し、消費生活相談員のレベルアップを図る。
- ・市町の消費生活相談員が消費者からの専門的な相談に迅速に対応するための直接相談会の実施や専門家に直接電話で相談できる体制を維持する。(平成 27 年度～平成 33 年度)
- ・情報誌の発行、消費者被害防止のための出前講座により県民に対する消費者教育を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・消費者教育の担い手となる人材の育成を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・小学生向けの体験教室、中・高・大学生を対象にした出前講座や教職員向けの消費者教育関連講座の開催等、学校における消費者教育の支援や、県民向けの消費生活知識の習得・実践能力育成のためのセミナー開催により、消費者教育を推進する。(平成 27 年度～平成 33 年度)
- ・悪質商法等の対象として狙われやすい高齢者向けの消費者被害未然防止対策を強化する。(平成 27 年度～平成 34 年度)
- ・消費者月間を通して、県内各所で県民への消費者月間の周知と消費者教育を受ける機会を提供する。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- ・消費者教育の地域協議会を立ち上げ、今後の消費者教育の方向性を取りまとめた上で消費者教育推進計画を策定する。(平成 27 年度)
- ・環境や社会貢献の意識の高い企業の生産現場の見学、生産者との意見交換を通じ、事業者と消費者相互の意識を向上させる。(平成 28 年度～平成 36 年度)
- ・ライフステージ、教育の場別に見てこれまで消費者教育の機会が必ずしも十分とは言えない幼児期や小中学生期の家庭・地域、成人期の職域における消費者教育の施策を強化する。(平成 28 年度～平成 36 年度)

その他特記事項

- ・県と市町が連携し、効率的に消費生活相談への対応を行う。
- ・県と市町、消費者団体が協力して消費者教育を実施する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	福井市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談機能整備のため、弁護士相談室の整備及び、備品や OA 機器等を設置した。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・消費生活相談対応力強化のため、弁護士等を活用し専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の処遇改善のため、報酬月額 125,000 円を 145,700 円とした。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・食品安全・消費者被害防止のための啓発チラシを配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のために、民間の寸劇劇団「王様」による公演を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・市が開催しているイベント時に、消費者教育や被害防止のための講演会を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・民間の消費者団体が取組む各種活動を支援した。(平成 24 年度～平成 26 年度)		
総括・評価	・弁護士相談室の設置や備品の整備により、高度な相談への対応が可能になった。 ・弁護士相談は、毎年 100 件近い相談者来所による相談や、相談員の対応力向上に役立っている。 ・消費生活相談員が研修に参加することによって、相談員のスキルアップや新しい詐欺の手口等の情報が得られている。 ・啓発チラシを配布して、消費者教育や意識の啓発が図られた。 ・寸劇劇団の公演により、楽しみながら被害防止のための教育に役立った。 ・民間の消費者団体を支援することにより、活動の活性化が図られた。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u> ・消費生活センター設置済み		

	<政策目標 2>相談体制の質の向上 ・国、県や国民生活センター等が開催する研修会への参加支援 100%を維持し、消費生活相談員のレベル向上を図る。 ・平成 26 年 9 月より、朝の相談時間 9:00～を 8:30～に延長した。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・市の福祉担当所属、外部の関係機関及び、地域の関連機関等と連携し、ネットワークの構築を検討していく。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化し、また、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。
	<平成 30 年度以降の方針> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後において維持する。 ・寸劇劇団等の啓発事業については、より効率的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・平成 23 年度に処遇改善した消費生活相談員の月額報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・各年齢層に啓発チラシを配布し、消費者啓発を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・寸劇劇団を活用し、被害防止のための消費者啓発を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・民間消費者団体の活性化のための支援を継続する。(平成 27 年度～平成 32 年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	敦賀市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・相談員 3 名体制を維持し、相談者が相談しやすい環境づくりを行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・相談対応力の充実を図るため、担当職員、相談員を対象とした研修に参加し、レベルアップを図り、高度な相談体制を整備した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・近年増加傾向にある悪質商法被害の防止を中心としたテーマでラジオによる啓発を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のためのチラシを作成し、啓発活動を強化した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・職員向けに多重債務者研修会を実施した。(平成 22 年度～平成 25 年度)
総括・評価	・平成21年度に消費生活センターの相談窓口を設置。相談件数が増加し、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成21年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、あっせん件数が増加し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・平成 21 年度から実施している出前講座では、依頼回数の増加に加え、対象者も高齢者に限らず、若者、障がい者、民生委員、福祉関係者と幅広く啓発事業を行っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費生活センターを設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・平成21年度の消費生活センター設置に伴い消費生活相談員 3 名を配置しており、3 名体制を維持する。 ・国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を推進する。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・高齢者等を消費者被害から未然に防止することは、喫緊の課題

	ととらえており、消費生活センターにおいては広報活動等を積極的に行い啓発に力を入れるとともに、福祉担当課等と連携を図っているところではあるが、見守り対象者の限定が困難である。そのため、消費者安全法に規定された「消費者安全確保地域協議会」を組織するかどうかも含め研究するとともに、これまで以上に関係機関と密接に連携を図りながら、地域における見守り活動を展開し、ネットワークの枠組みを強化していく。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費生活センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者被害防止のための啓発活動を継続する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活センターを維持する。 ・基金を活用して配置・処遇改善した消費生活相談員の体制・報酬の維持を図る。（平成27年度～平成29年度） ・消費者被害防止のための啓発活動を継続する。（平成27年度～平成29年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成21年度～平成29年度）
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	小浜市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談室や備品を設置した。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、啓発チラシを作成し街頭や市内全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会、ふれあいサロン等で出前講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害を防止するため、講演会を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・平成 21 年度からの消費生活センターの拡充により、平成 22 年の相談件数は 62 件、平成 26 年 11 月末現在では 82 件と着実に地域の相談窓口として定着している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・消費生活センターを設置済み。 ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 ・国民生活センターの研修に参加させることで、消費生活相談対応能力のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞
	・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談体制を維持・強化するため研修参加を支援する。 ・消費者被害を未然に防止するため、消費生活講演会・出前講座等を実施する。
	＜平成 30 年度以降の方針＞ ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・消費生活講演会・出前講座等の啓発事業については、より効果的

	な取組を実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者被害防止のため、啓発活動を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	大野市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制強化のため、消費者相談センターを設置するとともに、消費生活相談員を 1 名雇用した。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、サロン会場やデイサービスセンター等で出前講座を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高校生の消費者被害防止のため、出前講座を開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、全戸配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・地域で消費者問題に取り組んでいる消費者グループを支援した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・平成 21 年度に消費者相談センターを設置し、相談件数は、平成 21 年度 123 件、平成 22 年度 143 件 平成 23 年度 145 件、平成 24 年度 155 件 平成 25 年度 191 件、平成 26 年 11 月末で 136 件と、毎年増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため研修参加を支援し、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・消費生活相談体制の強化により、平成 25 年度における消費生活相談員の助言や斡旋等による救済金額の総額が 13,458 千円となった。 ・平成 22 年から実施した出前講座が、平成 25 年度には講座回数 32 回、受講者数 1,075 名と着実に増加している。 ・生ごみ処理機を設置し、消費者グループが生ごみによる堆肥づくりや利活用に取り組み、ごみの減量と地域資源循環を図った。

「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費者相談センターを設置済みである。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・平成 26 年度当初では、消費生活相談員 1 名体制であるが、平成 28 年度からは 2 名体制とする。 ・平成 26 年度当初では、消費生活相談員の資格保有者はいないが、国民生活センターの研修に参加することで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加については、国民生活センターの研修に 2 回参加しスキルアップを図った。平成 26 年度以降も、消費生活相談員の研修参加に加え担当行政職員も研修に参加していく。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・消費者相談センターを維持する。 ・地域の身近な相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するために、消費生活相談員を増員するとともに、司法書士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <平成 30 年度以降の方針> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業内容を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・地域の身近な相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するために、消費生活相談員を増員する。 (平成 28 年度～平成 36 年度) ・司法書士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・高齢者を対象とした出前講座を継続する。 (平成 27 年度～平成 29 年度)

	・ 高校生を対象とした出前講座を継続する。 (平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	・ 消費者被害防止のため庁内の連携を密にして、全庁を挙げて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	勝山市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談室の改修を行い環境の充実を図るとともに消費生活相談員を増員した。（平成21年度～平成26年度） ・消費生活相談の対応強化のため、弁護士同席による相談を実施した。（平成21年度～平成26年度） ・消費生活相談員の研修参加を支援し、相談員のレベルアップを図った。（平成21年度～平成26年度） ・高齢者等の消費者被害防止のため、老人会等での出前講座や啓発キャンペーンを実施した。（平成21年度～平成26年度） ・消費者被害防止のための啓発シールを作成し、市内の全戸に配布した。（平成22年度） ・食の安全や製品事故防止の正しい知識を習得するため、消費者への啓発事業を実施した。（平成 21 年度～平成 26 年度）		
総括・評価	・相談件数は、平成21年度より年間300件前後の相談があり、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・消費生活相談員の研修参加を支援したことにより、消費生活相談の対応能力の向上・強化が図られた。消費生活相談員の助言やあっせん等による救済額も増加している。 ・出前講座を年間30～40件実施し、消費者被害の防止を図ったことにより、被害額は年々縮減している。 ・講演会や工場見学会の実施により、消費者の消費生活への関心が高まった。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消 ・消費者センターを設置済み。 <政策目標 2 >相談体制の質の向上 ・消費生活相談体制強化のため、これまで通り消費生活相談員の体制を維持・継続する。 ・消費生活相談員の資格保有率を 100%とするため、国民生活センター等の研修参加を支援して消費生活相談員のレベルアップを図り、消費生活相談員の資格取得を奨励する。		

消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費者センターを維持・継続する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士を活用した消費生活相談を継続して実施する。 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため啓発事業を強化するとともに、消費者教育の推進に取り組む。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・消費者センターを維持・継続する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士を活用した消費生活相談を継続して実施する。 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため啓発事業を強化するとともに、消費者教育の推進に取り組む。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者センターを維持・継続する。 ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。（平成27年度～平成29年度） ・消費生活相談員のレベルアップを図るため、研修会を実施する。（平成28年度～平成36年度） ・県の基本方針に基づく消費者教育を推進するための計画を作成し、関係機関との連携を図って消費者行政の推進に取り組む。（平成28年度～平成36年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	鯖江市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 23 年度) ・消費生活相談員の研修参加の旅費を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・食品表示・食の安全安心に関する講演会・体験教室や啓発活動を行った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・地域で活動する消費者団体と連携して、消費者トラブル等に関する寸劇やチラシ配布などを実施し、消費者への啓発を強化した。(平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・消費生活相談員を増員することにより、街頭被害予防啓発活動に力を入れることができ、22 年度は 5 回だったが 25 年度には 12 回行うことができた。 ・平成 24 年度までは資格保有者が 1 名であったが、研修に参加しやすい環境を整えたことにより、資格を取得し平成 25 年度より資格取得者を 2 名とした。 ・出前講座等で地域で活動する消費者団体が消費者被害防止に関する寸劇を行い、わかりやすい出前講座を行うことができた。また、地域の文化祭等に消費者団体による寸劇やチラシ配りなどを行い地域に根差した啓発を行うことができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 消費者センター設置済み <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・平成 26 年度当初は相談員の資格保有率が 66%であったが、平成 30 年度までに資格保有率を 100%とするため、研修に参加させ相談員のレベルアップを図るとともに資格取得を奨励する。 ・平成 26 年度までは市内に弁護士等がいなかったため専門的なアドバイスが受けることができなかったが、平成 27 年度以降弁護士等のアドバイスが受けられる体制を整え、相談員の質の向上を図る。

	<政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・既存の鯖江市地域見守りネットワークを消費者被害防止対策にも活用できるよう関係機関と調整を図り、平成 30 年度までに地域全体で市民の生活を守る体制を整える。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費者センターを維持する。 ・弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・若年層への消費者教育・啓発に重点を置き消費者被害未然防止事業等を実施する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業においては、効果的な取り組みに重点を置いて交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者センターを維持する。 ・基金を活用して配置・処遇改善した消費生活相談員の体制の維持を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 28 年度～平成 36 年度) ・食に関する講演会・体験教室や消費者被害防止啓発活動を行い消費者被害防止を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度) ・消費生活に関する講座を開催し、消費者教育を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度) ・消費者団体と連携して、消費生活に関する寸劇や啓発事業を行い消費者被害防止対策強化を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁を挙げて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	あわら市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制強化のため、案内板や相談室の設置などの拡充を行った。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のため、市内小中学生から作品を募集し、広報・啓発に活用した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発パンフレットを作成し、市内全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・平成 21 年度から消費者センターの拡充により、相談件数は、年間約 100 件と相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から実施している出前講座の年間回数が 80 回を超え、着実に増加している。 ・平成 21 年度から消費者被害防止のための作品募集を継続して実施することで、若年層の消費者教育の推進が図られ、その作品を利用した啓発を行うことで、消費者問題が身近なものとなった。
「地方消費者行政強化作戦」(基金を通じた当面の政策目標)への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費者センターを設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・消費生活相談員の研修参加率の向上とレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費者センターを維持する。 ・地域の身近な相談窓口としての相談体制を維持し、相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に力を入れ、消費者被害の未然防止を推進する。
	<平成 30 年度以降の方針> ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組みに重点化しつつ、交付金等活用期間後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者センターを維持する。 ・消費生活相談員の対応強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費者教育に力を入れ、消費者被害の未然防止を推進する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	越前市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費者センター相談室の増設と事務機器等の設置。(平成 21・22 年度) ・市包括支援センターと連携して、相談窓口へ来訪が困難な高齢者に対する「訪問相談事業」を実施。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・県や国民生活センターが実施する相談員養成講座の活用による、相談員のレベルアップ。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・解決困難な相談に対する助言や事業者とのあっせん交渉の事前協議のために、消費生活相談員が弁護士や建築士等の専門家の助言を受けるシステムの整備。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・専門家等による地域消費者サポーターの研修会の実施とマニュアル等の作成。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者クラブ等で開催される学習会等に講師と消費者グループを派遣し、わかり易い消費者啓発活動を強化。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・地域の消費者サポーターを潜在被害者の早期発見と消費者相談窓口への連絡移送体制の構築に活用すると同時に消費者教育を担う人材として養成する。(平成 21 年度～平成 26 年度)		
総括・評価	・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置と同時に相談員 1 名を増員し 3 名体制とし、地域の消費生活相談窓口として定着している。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、架空不当請求件数に対する斡旋解決した割合は、平成 20 年度の 1%に対し、平成 21 年度 5.05%、22 年度は 12.65%と飛躍的に増加したほか、消費生活相談の対応能力や質が向上し、毎年 1,000 件以上の相談が寄せられている。 ・平成 22 年度から出前講座で消費者グループを派遣し、わかり易い消費者啓発活動を実施しており、平成 25 年度には出前講座の受講者数が 3,254 人と着実に増加している。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u> ・越前市消費者センターを設置済み。		

	<政策目標 2>相談体制の質の向上 ・平成 25 年度中に 3 名の相談員のうち 1 名が消費生活アドバイザーの資格を保有した。平成 27 年度までに消費生活相談員の資格保有率を 100%とするため、国民生活センターの研修に参加させ、消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 ・平成 26 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%であり、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を平成 27 年度以降も維持する。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・身近な人々による高齢者等の潜在被害者を発見するため、庁内の関係課が所管するネットワーク会議との連携を強化し地域見守りネットワークの仕組みを確立する。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・越前市消費者センターを維持する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員および、弁護士等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。
	<平成 30 年度以降の方針> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査し継続していく。
	・越前市消費生活センターを維持する。 ・消費生活センターの設置に伴う消費生活相談体制の強化のため、平成 21 年度に消費生活相談員を 1 名増員して 3 名体制としており、同時に弁護士の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図っており今後も継続していく。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・消費生活相談員の処遇改善については、嘱託職員として採用しており、報酬については一般職に準じて毎年改定している。(平成

	27 年度～平成 29 年度) ・消費生活センターが地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応能力向上のため、消費者ネットワークを構築する。 (平成 29 年度～平成 37 年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	坂井市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費者相談窓口を強化するため、消費者センターを設置し、消費生活相談員を 1 名配置した。(平成 21 年度) ・消費生活相談員の相談業務の質の向上を図るため、研修への参加を支援した。(平成 21～26 年度) ・消費生活相談員の処遇改善のため、月額賃金を 5,000 円増額し、160,000 円から 165,000 円とした。(平成 23 年度～26 年度) ・教育委員会や福祉部局と連携しながら、若年層への消費者教育の充実を図った。(平成 21 年度～26 年度) ・高齢者層への消費者被害の未然防止・拡大防止のため、出前講座を開催した。(平成 21～26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシ等を作成し、市内消費者団体と連携して、街頭啓発を実施した。(平成 21～26 年度) ・市内各部局と連携して、多重債務者支援連絡協議会を開催した。(平成 21～26 年度)		
総括・評価	・平成 21 年に消費者センターを設置し、相談窓口の強化を図ったところ、平成 20 年度までの相談件数は 100 件相当だったのに対し、平成 21 年度以降の相談件数は 250 件前後となり、2 倍以上の件数に増大した。 ・消費生活相談員をはじめ、消費者相談窓口対応の職員に対して、さまざまな研修への参加を支援したところ、日々巧妙化する最新の消費者被害に適切に対応することができ、相談員の資質向上を図ることができた。 ・平成 21 年度 31 回実施した出前講座については、平成 25 年度実績では 48 回実施しており、年々増加するとともに、消費者センターの認知度も高まってきた。 ・他部局との連携による多重債務者支援連絡協議会等で、多重債務者の掘り起しができ、生活再建に向けての支援ができた。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u> ・消費者センターを設置済み。		

	<政策目標 2>相談体制の質の向上 ・平成 21 年度より配置した消費生活専門相談員には、今後も継続して研修等参加への支援を行い、質の向上を図る。 ・県が開催する事例研究会等への参加も積極的に勧め、最新事例の情報交換や交流を行うことで、当センターの相談者に対して迅速に対応できるような環境を整える。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・高齢者の消費者被害の深刻化に伴い消費者行政の体制整備を進めるため、庁内ネットワークを構築し、市内で「見守りネットワーク」ができる体制づくりを検討する。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・「坂井市消費者センターの組織及び運営等に関する条例」を制定し、センターの機能強化をはかる。 ・消費者団体との連携を強化し、各世代や地域に即した消費者教育・啓発を推進する。
	<平成 30 年度以降の方針> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、消費者団体との連携により拡大し、交付金等活用期間経過後も事業を効果的に展開していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者センターを維持する。 ・消費者相談体制の強化のため、平成 21 年に配置した消費生活相談員を継続して配置する。(平成 27～29 年度) ・消費生活相談員処遇改善の増額を維持する。(平成 27～31 年度) ・消費生活相談への迅速な対応・質の向上を図るため、研修参加への支援を継続する。(平成 27～29 年度) ・平成 21 年度より支援してきた消費者団体の育成を継続する。(平成 27～29 年度) ・消費者団体が消費者目線から学んだ知識と実践的な能力を地域社会において発揮し、消費者市民社会の発展に寄与できる体制整備を図り、地域のサポーター育成を検討していく。(平成 27～35 年度)

その他特記事項	・多重債務者の生活再建支援のため、平成 21 年度より「多重債務支援連絡協議会」を立ち上げ、庁内各課連携して対応している。
----------------	---

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	永平寺町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・相談業務を強化するため、常設相談窓口を設置した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・食の安心・安全、悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止に関してきめ細やかな啓発をはかるため、整備した備品を活用し、消費者団体や警察等の協力を得て出前講座を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・年間 10 件程度の相談を受けており、件数は少ないものの斡旋や専門窓口の紹介に協力できている。 ・消費者団体とともに特に高齢者を対象とした講座を年 3 回実施し、悪質商法被害の防止にむけた意識が高まっている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・担当職員は、消費生活相談に対応できるよう県の研修会等への参加を継続する。 ・県の相談員等を派遣依頼し、担当職員や消費者団体の委員に対して研修会を実施する。(年 2 回)
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費者相談窓口の維持・周知 ・消費者団体と連携した啓発活動
	<平成 30 年度以降の方針>
	・消費者相談窓口の維持・周知 ・出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者相談窓口を維持する。 ・窓口の周知徹底、消費者被害防止の啓発を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度)。

その他特記事項	・消費者被害防止のため。庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	池田町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 高齢者対象に消費者啓発タオルを作成し、敬老会にて配布。 (参加者 約 600 名) (平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 新成人を対象に啓発書籍を配布。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ ケーブルテレビ放送用消費者啓発映像の作成。 (平成 23 年度～平成 24 年度)
総括・評価	・ ケーブルテレビで消費者啓発番組を放送することにより、町民から番組内容が評価された。ケーブルテレビは、過去のアンケートで高齢者の視聴率が高く、視聴者が興味を持って視聴しているため、啓発効果は高いと感じる。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・ 消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・ 相談員は設置していないが、相談窓口の行政担当者が、県の消費生活センターの研修等を受講し、質の向上を図る。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・ 悪徳商法被害防止や製品事故への対応等の消費者啓発事業を強化する。 ・ 相談担当者のレベルアップを図り、地域住民からの消費生活相談への対応力を強化する。
	<平成 30 年度以降の方針> ・ 啓発事業については、より効果的な取組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 相談担当者の研修参加によるレベルアップを図る。(平成 27 年度～平成 35 年度) ・ 悪徳商法の様々な手口を地域住民に紹介するため、ケーブルテレビ用の番組制作を継続する。(平成 27 年度～平成 31 年度)

その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。
---------	-----------------------------------

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	南越前町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 庁舎に案内看板を設置した。(平成 21 年度～平成 22 年度) ・ 相談窓口周知用のチラシやパンフレットの作製・配布を行った。(平成 22 年度～平成 23 年度) ・ 相談対応能力の強化を図るため、相談担当職員が積極的に研修に参加し、レベルアップを図った。(平成 21 年度、平成 23 年度) ・ 一般住民を対象としたイベントを開催し、悪質商法被害の防止等、消費者意識の啓発を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 高齢者の悪質商法被害を防止するための啓発を強化した。(平成 22、23 年度) ・ 環境改善推進啓発のため、エコせっけん・ダンボールコンポストの実演、タペストリー製作等の事業を行った。(平成 24 年度) ・ 消費者団体の出前講座に使用する紙芝居を購入した。(平成 21 年度)		
総括・評価	・ 平成 22 年度に案内看板、平成 23 年度にデジタルサイネージを設置し、来庁した住民に対して、相談窓口や消費生活についての情報提供を行っている。 ・ 平成 21 年度及び平成 23 年度に、住民に対し相談窓口周知のためのチラシや、啓発カレンダーの配布を行った。年間の相談件数は平均して 10 件未満ではあるが、窓口の周知により町内全域より相談が寄せられるようになった。 ・ 平成 21 年度より、消費生活相談担当職員のスキル向上のため、研修に参加している。その結果、寄せられる相談については斡旋や専門窓口の紹介等で、ほぼ解決が行われている。 ・ 啓発イベントとして、平成 21 年度より消費者フォーラム、平成 24 年度より消費者まつりを行っている。参加者は毎年漸増しており、平成 26 年度の消費者まつりでは 200 人が来場した。 ・ 啓発用紙芝居(平成 21 年度)を購入。定期的に消費者団体の出前講座や、啓発イベントに使用している。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u> ・ 消費生活相談窓口を設置済み。		

	<政策目標 2>相談体制の質の向上 ・専門の相談員を配置していないため、研修等で消費者行政担当職員のスキル向上を図る。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・消費者まつりについて、平成 28 年度まで現状を維持する。 ・平成 29 年度より開催方針を改め、消費者被害防止の啓発に加え、環境、食等の分野も盛り込み複合的な分野の啓発イベントを新規事業として行う。
	<平成 30 年度以降の方針> ・複合的な分野の啓発イベントの開催を継続する。
	・平成 29 年度より、消費者被害防止の啓発に加え、環境、食等複合的な分野の啓発イベントを新規事業として行う。(平成 29 年度～平成 38 年度)
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	越前町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・啓発用品を各施設やイベント等で配布し、相談窓口の周知活動を行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、集落センター等で寸劇などの講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・啓発用品を町内に幅広く配布することで、相談窓口の存在を周知することができ、相談件数が平成 26 年 11 月時点で 15 件と増加した。 ・広報や HP での啓発により、住民の悪質商法に対する注意意識が高まったようで、被害に遭う前の相談が増え、未然防止ができています。 ・寸劇は高齢者にもわかりやすく、堅苦しくない内容で好評を得ており、毎年の要望が増えている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・現在相談窓口の担当職員は 1 人であったが、相談体制の強化を図り、相談窓口の職員を 2 人とする。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・相談窓口職員（正担当職員及び副担当職員）のレベルアップ ・講座を実施する啓発団体のレベルアップ
	<平成 30 年度以降の方針>
	・寸劇等の出前講座や、啓発用品の配布は、交付金等活用期間後も内容を精査し、実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者被害防止のための啓発を継続する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・相談窓口担当職員の知識・対応能力の向上を図り、各種研修への参加の推進。 ・啓発団体のレベルアップを図り、講習会等を実施し、知識向上を目指す。

その他特記事項	・消費者被害防止のため、町内の連携を密にして対応する。
---------	-----------------------------

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	美浜町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費者行政担当職員の対応能力強化のため研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内で配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・平成 21 年度から消費者行政担当職員の対応能力強化のため研修参加を支援した。あっせん件数は横ばいだが、対応能力や質は向上している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・消費生活相談窓口を設置済み。 ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 ・研修に参加し、消費者行政担当職員のスキルアップを図る。
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞
	・消費者行政担当職員の更なるレベルアップを図る。 ・消費者被害防止のための啓発を継続するとともに、悪質電話勧誘等からの被害防止対策を図る。
	＜平成 30 年度以降の方針＞
	・交付金等活用期間を経過した事業から、順次自主財源化を目指す。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・消費者被害防止のための啓発を継続する。(平成 27 年度～平成 31 年度) ・高齢者及び希望者に対し、自宅の電話機に取り付けができる録音機能が付いた迷惑電話防止用の機器の斡旋及び補助をする。(平成 28 年度～平成 38 年度)
その他特記事項	・今後も庁内各課の連携を密にする。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	高浜町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・高齢者、若年、一般住民の消費者被害防止のため、高齢者交通教室、成人式典、運転者講習会、各種イベント等において啓発パンフやグッズを配布した。（毎年度）
総括・評価	・イベント会場等でパンフ等を配布した効果として、住民からの問い合わせ件数等も格段に増えてきていることから、これまで相談できず埋もれていたものが表に現れてきているものと推測できる。よって、住民の消費生活における正しい知識の普及と被害の未然防止が図られている。 ・電話や訪問販売等での悪質商法への対応として、町内を網羅できる有線放送で即座に注意喚起することがとても効果がある。 ・また、発生したトラブルについては、県消費者センター、警察と連携を図り問題の解決に努めた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費者行政担当課内に消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・県消費者センター、警察との連携強化を図る。 ・近隣で被害等が発生した場合には、有線放送でいち早く注意喚起の放送を入れ、住民に周知する。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・活性化補助金を活用し、「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（啓発グッズ等の配布・高齢者とその見守りを中心とした教育）」を継続・維持しつつ、合わせてより効果的な方策を検討していく。（平成 27 年度）
	<平成 30 年度以降の方針> ・全て自主財源で事業を推進していくために、現在おこっているパンフレットやグッズ等の配布を見直し、新たな方策を検討し事業を推進していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・近年の相談件数の増大に伴い、消費者センターの設置や専門相談員の配置を検討していく。 ・また、合わせて県センターとの情報や、相談内容の分析を容易にするために PIO-NET の導入を再検討していく。
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁あげて対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	おおい町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・相談窓口強化のため、担当職員を各種研修会に参加させ専門知識や技術の向上を図った。(平成 21 年度～平成 25 年度) ・悪質商法被害や契約トラブルの未然防止のため、特に高齢者に重点を置き、消費者教育及び啓発活動の充実に努めた。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・住民の消費感覚や意識向上を図るとともに、相談窓口を予防から解決までの包括的対応が可能な体制に整え、住民の消費生活への安心及び向上につながった。(相談件数：平成 21 年度当初約 20 件、平成 26 年度 11 月末時点約 40 件)
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費生活相談窓口設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・担当職員のレベルアップのため、最低年 1 回の国民消費生活センター等が主催する各種研修会への参加を継続し、知識習得と技術向上を図る。 ・県の主催する事例研究会へ参加する頻度を上げる。 ・町内関係機関等との連携強化を図り、潜在化する問題の掘起こしや早期発覚、多面的アプローチによる解決の効率化を目指す。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・継続的な研修参加により、担当職員のレベルアップを図る。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施するとともに、講座等実施時に、相談窓口の所在を周知し、地域内の認知度を向上させる。
	<平成 30 年度以降の方針> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・啓発事業については、効果的な取り組みを見定め、交付金等活用期間後も継続して行う事業を精査する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 職員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発物品を出前講座時や町内で開催のイベント時に配布する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 地元消費者行政啓発推進団体と協力し、効果的な啓発活動に取り組む。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	福井県	市町村名	若狭町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費者トラブル防止のための啓発チラシを作成し、町民に配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者相談体制充実のため、参考図書や備品の整備を行った。(平成 22 年度～平成 24 年度)
総括・評価	・平成 22 年度の相談件数 6 件に対し、平成 25 年度は 23 件と大幅に増加した。 ・平成 22 年度から実施した出前講座の回数が年間 2 件から平成 25 年度は 12 回と増加した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・消費生活相談窓口設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・県事例研究会参加率平成 26 年度現在 30%を平成 26 年度以降 50%とする。 ・年 1 回の国民生活センター研修への参加を継続して行う。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・相談窓口を維持・周知する。 ・高齢者に加え若者に対してもトラブル防止を目的とした消費者教育を実施する。
	<平成 30 年度以降の方針> ・高齢者に対する啓発は行う事業を精査しながら継続的に実施し、若者に対してはトラブル防止を目的とした消費者教育を重点的に実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・相談窓口を維持する。 ・交付金等活用期間終了後も積極的に相談者掘り起しを実施し、消費者被害未然防止に努める。 ・これまでの高齢者を対象とした消費者被害防止の啓発に加え、若者を対象とした啓発事業を実施する。(平成 29 年度～平成 39 年度)

その他特記事項	・消費者被害防止の為庁内の連携を密にし、全庁をあげて対応する。
---------	---------------------------------